

## PPP/PFI 手法導入の優先的検討実施要領

### (目的)

第1 この要領は、福島県による公共施設等の整備等に際し、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に進めることを目的として、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行うに当たり、必要な手続を定める。

### (定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- (9) 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）

### (対象事業)

第3 次の各項に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 1 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
  - (1) 建築物又はプラントの整備等に関する事業
  - (2) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 2 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - (1) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

- (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（対象事業の例外）

第4 次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

（検討するPPP/PFI手法）

第5 この要領において、検討するPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法  
公共施設等運営権方式、指定管理者制度、包括的民間委託、  
O（運営等 Operate）方式
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法  
BT方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）  
BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）  
BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）  
DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）  
RO方式（改修 Renovate-運営等 Operate）
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法  
BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）

（優先的検討）

第6 次の各項によりPPP/PFI手法導入の適否を検討する。

#### 1 簡易な検討

- (1) 費用総額の比較による検討

別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を検討するものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用

オ 資金調達に要する費用

カ 利用料金収入

(2) その他の方法による検討

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前号にかかわらず、次に掲げる検討その他公的負担の抑制につながることを客観的に検討することができる方法により採用手法の導入の適否を検討することができるものとする。

ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた検討

イ 類似事例の調査を踏まえた検討

2 詳細な検討

前項の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を検討するものとする。

(検討の省略)

第7 採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより検討を省略し、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度

第6第1項の簡易な検討及び第6第2項の詳細な検討の省略

(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式

第6第1項の簡易な検討を省略し、第6第2項の詳細な検討を実施

(3) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な検討により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

第6第1項の簡易な検討を省略し、第6第2項の詳細な検討を実施

(公表)

第8 次の各項により検討結果について公表する。

1 簡易な検討の結果の公表

(1) 費用総額の比較による検討の結果の公表

第6第1項第1号による検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項について当該年度分を年度内に公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

イ PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容

(2) その他の方法による検討の結果の公表

第6第1項第2号による検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項について当該年度分を年度内に公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な検討結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）

イ 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）

2 詳細な検討の結果の公表

第6第2項の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項について当該年度分を年度内に公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

(2) PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容（第6第2項の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙)

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

|                      | 従来型手法<br>(公共施設等の管理者等が自ら整備<br>等を行う手法) | 採用手法<br>(候補となる PPP/PFI 手法) |
|----------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 整備等 (運営等<br>を除く。) 費用 |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 運営等費用                |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 利用料金収入               |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 資金調達費用               |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 調査等費用                |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 税金                   |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 税引後損益                |                                      |                            |
| <算出根拠>               |                                      |                            |
| 合計                   |                                      |                            |
| 合計 (現在価値)            |                                      |                            |
| 財政支出削減率              |                                      |                            |
| その他<br>(前提条件等)       |                                      |                            |